

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 4 月 1 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
京都府手数料等のコンビニエンスストア収納事務委託
- (2) 業務の仕様等
別添「京都府手数料等のコンビニエンスストア収納事務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日まで
ただし、収納期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで
- (4) 準備期間
業務を円滑に遂行するため、契約締結日から仕様書で指定している日までにバーコード読み取り、データ伝送のテスト等を実施し、検査に合格すること。
なお、テスト等にかかる経費については、全て受託者が負担すること。
- (5) 業務を行う場所
別添「京都府手数料等のコンビニエンスストア収納事務委託に関する基本契約書」（以下「契約書」という。）及び仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁内 1 号館 1 階
京都府 会計課 公金管理係
電話番号 075-414-5419
メールアドレス kaikei@pref.kyoto.lg.jp
FAX 075-414-5424
- (2) 入札説明書等の交付期間
ア 配布期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 4 月 17 日（木）
（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）
イ 配布場所及び受付場所
上記（1）の担当部署で配布するほか、以下に掲げる URL からダウンロードできる。
●京都府ホームページ

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和7年4月10日(木)午後3時半から

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館会議室2-N

なお、説明会への出席を希望する者は、令和7年4月9日(水)午後5時までに電子メールにより、出席者の会社名、部署名及び氏名並びに出席者数を連絡すること。

3 質問の受付・回答

(1) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。)に対して質疑書により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書については、件名を「京都府手数料等のコンビニエンスストア収納事務委託に関する質問」とし、質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載の上、令和7年4月25日(金)午後5時までに2(1)の連絡先にFAX又は電子メールで提出すること。

イ 回答については、すべての入札参加資格認定名簿登載者に対して、令和7年4月30日(水)までにFAX又は電子メールで行う。

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 府税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者以外の者であること。

(4) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止がなされていない者であること。

(5) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行できると認められる者であること。

(6) 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基盤を有することとし、次の要件を満たすこと。

ア 資本金の額、資産又は負債の状況等から財産的基盤が十分に整っていること。

イ 累積欠損がなく、かつ、経済状態が良好であること。

(7) その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有することとし、次の要件を満たすこと。

ア 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

イ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

(8) 4の(6)及び(7)の要件を満たし、地方自治法第243条の2第1項に基づき京都府の指定

公金事務取扱者に係る指定を受けていること。なお、入札参加資格の確認申請を行う時点において指定を受けていない場合は、入札参加資格の確認申請と同時又はそれ以前に次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けるまでに指定を受けていること。なお、ウ、オについては、5(4)で提出している場合には再度の提出は不要

- ア 指定公金事務取扱者に係る指定申出書（様式1）
- イ 国、地方公共団体における公金事務の受託実績調書（過去5年分）（様式2）
- ウ 登記事項証明書（写し可）
- エ 事業運営体制の組織表（公金事務に複数の主体が関わる時）
- オ 貸借対照表、損益計算書（既存の開示資料も可）（直近2年分）

5 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)に同じ。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。郵送の場合は、提出期間中に書留郵便により京都府会計課に必着させること。

(4) 提出資料

- ア 確認申請書（第1号様式）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（写し可）
- ウ 府税納税証明書、消費税及び地方消費税についての納税証明書（未納税額がないことの証明）
- エ 営業経歴書（第2号様式）
- オ 営業実績調書（第3号様式）
- カ 取引使用印鑑届（第4号様式）
- キ 京都府の指定公金事務取扱者に係る指定書の写し又は4の(8)の指定申請書類一式
- ク 本社（本店）から本社（本店）以外（支社、支店、営業所など）に権限を委任する場合は、委任状（第5号様式）
- ケ 返信用封筒（第一種定形郵便物に所在地、商号等を記入し、110円切手をちょう付したもの）

(5) 資格審査の結果通知

入札参加資格について確認した後、令和7年4月25日（金）までに、確認結果通知書により通知する。

(6) その他

- ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。
- イ 提出資料は、A4版で作成し、1部提出すること。

- ウ 提出された資料は、この入札以外の目的に使用することはない。
- エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、京都府の指名停止措置を行うことがある。
- オ 提出資料の作成に用いる言語
提出資料は、日本語で作成するものとする。また、提出資料の金額については、出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和 7 年 5 月 8 日 (木) 午後 3 時半から
- イ 場所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁別館 第 2 会議室

(2) 入札の方法

- ア 入札書は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状(第 5 号様式)を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなくてはならない。
- ウ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「京都府手数料等のコンビニエンスストア収納事務委託入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後、予定価格の制限の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。
- エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が 1 名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は 2 回までとする。
- カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 確認結果通知書を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

- ア 受領期限 令和 7 年 5 月 2 日(金)必着
- イ 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府 会計課 公金管理係
- ウ その他
 - (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
 - (イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「5 月 8 日開札 京都府手数料等のコンビニエンスストア収納事務委託入札書在中」と朱書するとともに、確認結果通知書又はその写しを同封し、京都府会計課あての親展とする。
 - (ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理

人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、この入札告示、仕様書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、収納1件当たりの単価（有効単位は100分の1円）に予定取扱件数を乗じた額とする。

なお、単価については、収納事務に要する経費（取りまとめ機能を持つコンビニ本部ごとに1箇月単位に必要な定額料金やシステム利用料等）を全て含めるものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は6の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、郵便入札により再度入札書を送付したものを除き、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者

イ 確認申請書等を提出しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 入札書の提出期限までに到達しない入札をした者

エ 委任状（第5号様式）を持参しない代理人

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
- ケ この入札公告に示した入札に関する条件に違反した者

(12) 落札者の決定方法

- ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。
- イ 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

7 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8 入札保証金

規則第 147 条第 2 項第 3 号の規定により免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

9 契約保証金

規則第 159 条第 2 項第 7 号の規定により免除する。

10 その他

- (1) 1 から 9 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。
- (4) 落札決定後、契約締結に際して収納事務の一部をコンビニ本部に再委託する旨の申請書を提出すること。（別記第 1 号様式）